

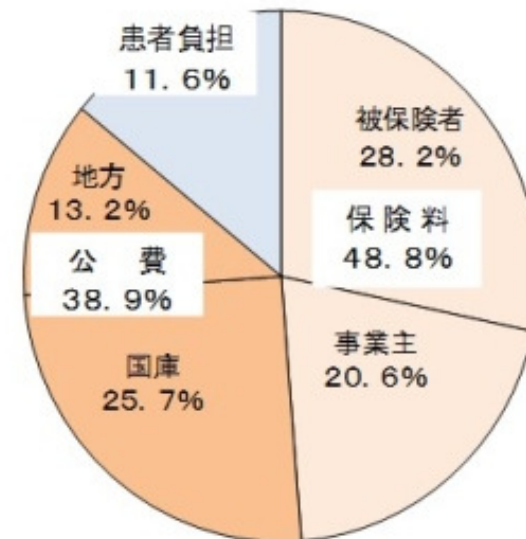
## 国民皆保険制度の意義

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。

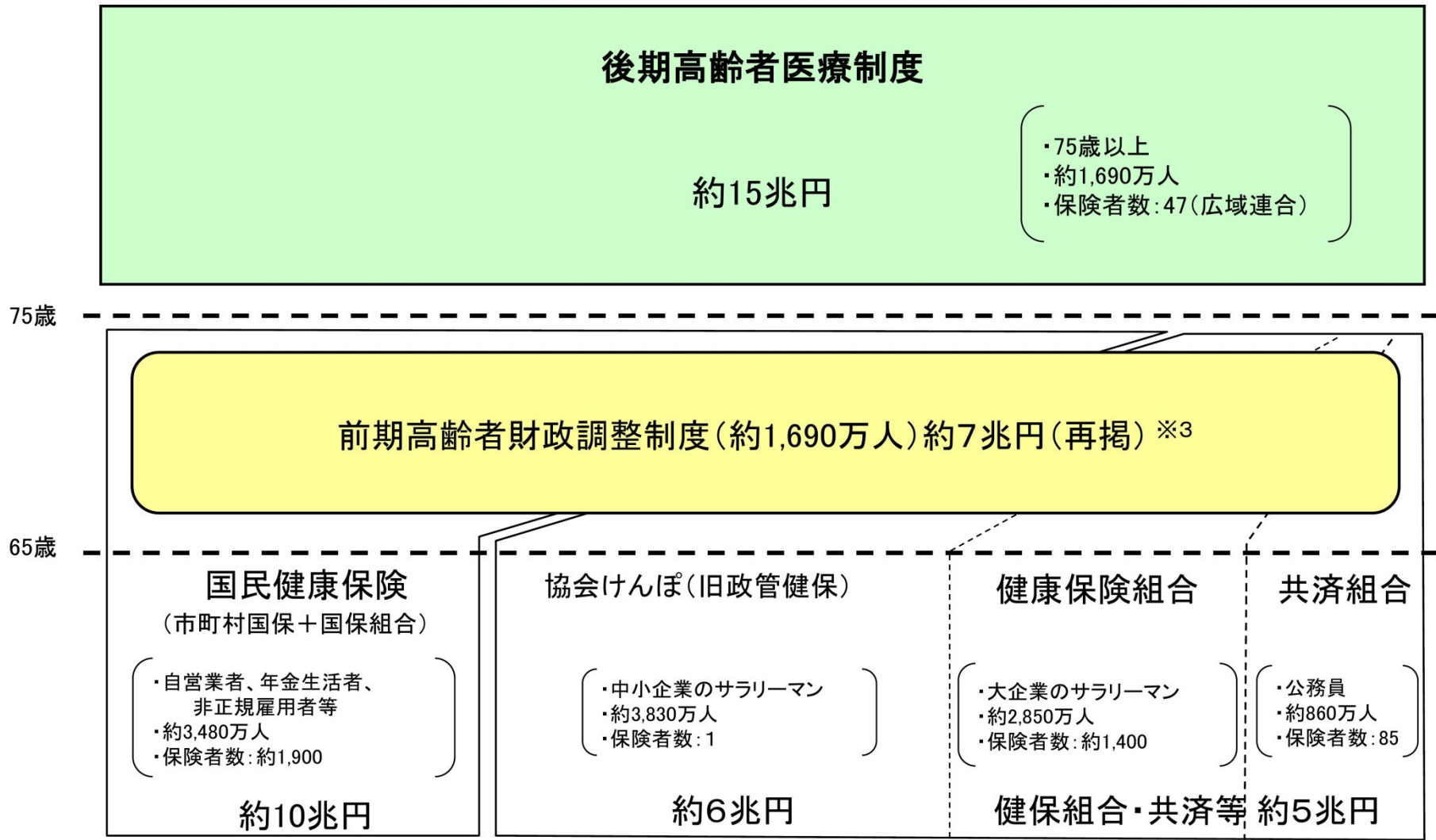
### 【日本の国民皆保険制度の特徴】

- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由に選べる。(フリーアクセス)
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造(財源別)(平成27年度)



医療保険制度の体系



※1 加入者数・保険者数、金額は、平成29年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約90万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,690万人)の内訳は、国保約1,300万人、協会けんぽ約220万人、健保組約90万人、共済組約10万人。

## 国民健康保険制度のあらまし

### I 加入者について

- 「国民皆保険制度」とは、国民の誰もがどれかの医療保険制度によってカバーされている仕組みである。
- 健康保険は、主に5人以上の従業員を使用する事業所を対象としたもので、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）と健康保険組合が行うものがあり、船員保険法、各種の共済組合法も含め、被用者を対象とする保険であるところから被用者保険と呼ばれている。
- 被用者保険の加入対象とならない「自営業」、「農林漁業」、「5人未満事業所の従業員（5人未満法人事業所の従業員を除く）」及び「退職者」などは、国民健康保険に加入することになり、市町村又は国民健康保険組合が保険者となる。
- 被用者保険や国民健康保険などの医療保険の財政は、保険料（税）を中心に運営されるが、制度によっては、国庫負担（補助）金がある。

### II 保険料（税）について

#### 1 保険料（税）

国民健康保険法第76条ただし書きによって、国民健康保険税を賦課した場合は、目的が重複する国民健康保険料は徴収しないこととなっており、「料」とするか「税」するのか市町が判断できる。

#### 2 賦課額

税率を先に定め主に所得に乗じて賦課する他の「税」とは異なり、国民健康保険は、国保事業運営に必要な額のうち保険料（税）で賄う額（以下「収入額」という。）を見越して、所得・世帯当たり一定額・被保険者1人当たり一定額（以下「所得等」という。）で按分して賦課するものである。

実務的には、収入額を予定収納率で除した額にする必要がある。

《例》

収入額 10 億円・収納率 95%とすれば、 $10 \text{ 億円} \div 95\% = 10 \text{ 億 } 52 \text{ 百万円余}$ を保険料（税）として按分することになる。

#### 3 保険料（税）率

収入額を市町の条例で定めた比率で按分して決定される。

区分	内容
所得割	被保険者に関する課税総所得金額で割った率
資産割	被保険者の固定資産税額等で割った率
均等割	賦課期日における被保険者数で割った額
平等割	賦課期日における被保険者の属する世帯の数で割った額

《参考（納付対象区分）》

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
40歳未満	○	○	-
40歳以上65歳未満	○	○	○
65歳以上75歳未満	○	○	-

### Ⅲ 保険料（税）の計算例

#### 《モデルケース》

世帯主(40歳): 給与収入約360万円(基礎控除後所得234万円)

配偶者(40歳): 所得なし

子ども(15歳): 所得なし

固定資産税: なし

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	10.0%	1.5%	2.0%
均等割	24,000 円	7,000 円	9,000 円
平等割	20,000 円	6,000 円	5,000 円

#### 《計算》

##### ○医療分

###### ・所得割

$$\frac{\text{基礎控除後所得}}{2,340,000 \text{ 円}} \times \frac{\text{料(税)率}}{10.0\%} = \frac{\text{A}}{234,000 \text{ 円}}$$

###### ・均等割

$$\frac{\text{人数}}{3 \text{ 人}} \times \frac{\text{料(税)額}}{24,000 \text{ 円}} = \frac{\text{B}}{72,000 \text{ 円}}$$

###### ・平等割

$$\frac{\text{世帯数}}{1 \text{ 世帯}} \times \frac{\text{料(税)額}}{20,000 \text{ 円}} = \frac{\text{C}}{20,000 \text{ 円}}$$

##### ○後期高齢者支援金分

###### ・所得割

$$\frac{\text{基礎控除後所得}}{2,340,000 \text{ 円}} \times \frac{\text{料(税)率}}{1.5\%} = \frac{\text{D}}{35,100 \text{ 円}}$$

###### ・均等割

$$\frac{\text{人数}}{3 \text{ 人}} \times \frac{\text{料(税)額}}{7,000 \text{ 円}} = \frac{\text{E}}{21,000 \text{ 円}}$$

###### ・平等割

$$\frac{\text{世帯数}}{1 \text{ 世帯}} \times \frac{\text{料(税)額}}{6,000 \text{ 円}} = \frac{\text{F}}{6,000 \text{ 円}}$$

##### ○介護分

###### ・所得割

$$\frac{\text{基礎控除後所得}}{2,340,000 \text{ 円}} \times \frac{\text{料(税)率}}{2.0\%} = \frac{\text{G}}{46,800 \text{ 円}}$$

###### ・均等割

$$\frac{\text{人数}}{2 \text{ 人}} \times \frac{\text{料(税)額}}{9,000 \text{ 円}} = \frac{\text{H}}{18,000 \text{ 円}}$$

###### ・平等割

$$\frac{\text{世帯数}}{1 \text{ 世帯}} \times \frac{\text{料(税)額}}{5,000 \text{ 円}} = \frac{\text{I}}{5,000 \text{ 円}}$$

合計(A~I): 457,900 円/年